

【猟銃・空気銃所持許可証について】

狩猟で使う銃には猟銃・空気銃所持許可証の用途欄が『標的射撃』のみの記載では狩猟出来ません。

用途欄に『狩猟』の記載がなければ狩猟出来ません。

また有害鳥獣捕獲を行うには『有害鳥獣駆除』の記載が必要です。記載がない場合は直ちに所轄警察署に申請をしてください。

【猟銃用火薬類無許可譲受票について】

『登録狩猟』とは一般の狩猟のことです。

『許可捕獲』とはいわゆる有害鳥獣捕獲です。

『指定管理事業』とは国または都道府県が委託する事業等を行う認定鳥獣捕獲等事業者等の従事者です。

『登録狩猟』用にお渡しした『猟銃用火薬類無許可譲受票』は『許可捕獲・指定管理事業』用には使えません。別途申請が必要です。

『許可捕獲』用にお渡しした『猟銃用火薬類無許可譲受票』はその許可証又は従事者証に記載された許可事業の用途にしか使えません。

残火薬類（残弾処理）の措置は遅滞なくお願いいたします。

『登録狩猟』で購入した弾の残火薬類の措置は狩猟登録の有効期間満了後1年ですが、**必要最小限の購入**をしてください。

『許可捕獲・指定管理事業』用で購入した弾の残火薬類の措置は従事者証の有効期間満了後3か月以内です。

（消費等又は廃棄を行ってください。）

【実包管理帳簿の記載事項変更について】

令和7年3月1日から制度が変わっています。

ライフル実包以外の実包については、口径に加えて、散弾・単弾のどちらなのかを記載してください。

実包を消費したときには、使用した猟銃の許可番号（銃番号でも可）を記載してください。（替え銃身があるものは、使用した銃身も記載）

詳しくは所轄警察署に確認してください。